

令和2年度
教育の実施報告

帯広高等看護学院

教育課程の実施

○ 学生の在籍状況

1年次	学期開始時 47名 学年末 47名
2年次	学期開始時 47名 : 50期生45名・49期生 2名 学年末 43名 : 退学 2名 休学 2名 原級留置 1名
3年次	学期開始時 35名 : 49期33名・48期2名 卒業 33名 : 休学2名

○ 年次別教育課程

各年次の教育課程は計画どおり実施した。

全学年が「新教育課程」による実施の9年目である。

1年次	第51期生	41単位	1,095時間	(うち実習 2単位)	90時間)
2年次	第50期生	37単位	1,095時間	(うち実習 8単位)	360時間)
3年次	第49期生	21単位	810時間	(うち実習13単位)	585時間)

○ 講師の変更・依頼状況

今年度、新たに非常勤講師 14 名及び特別講義講師 4 名を依頼し、全117名の非常勤講師の協力のもと、講義を実施した。

I . コロナ禍における教育運営について

今年度は、年度開始直後から、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う、北海道・国からの緊急事態宣言の発令を受け、休校措置やその後の教育活動の変更を余儀なくされた 1 年であった。そのような中、学生・教職員が感染しない、学内での感染拡大をさせない、「新しい生活様式」の徹底について、学院全体で感染対策を講じ、発生を防いできた。また、コロナ禍においても、学生にとって必要な教育の運営ができるよう、取り組んできた。詳細について、以下に説明する。

1. 学院における感染防止対策について

1) 学院対応マニュアルの作成

4月6日からの始業に向けて、厚労省及び文科省から提示されているガイドラインをもとに、対応マニュアル「帯広高等看護学院における新型コロナウイルス感染対策について」を作成し、学生への啓蒙・啓発事項、学生の体調管理、学院内の環境整備、臨地実習対応などの感染対策について、並びに感染者、濃厚接触者などの発生時の対応を、教職員間で確認・統一した。

2) 学生への周知

(1) HRを活用した注意喚起・呼びかけ

各年次の担任団や主任が、感染予防行動や健康管理の必要性など、折を見て説明した。4月年度当初のHRから、感染予防行動や健康管理表の目的や必要性、外出自粛やアルバイト中止など、医療に携わる者として、他者への影響を考えた行動がとれるよう、繰り返し説明を行ってきた。特に、長期休暇前のHRなどでは、教務担当主任が作成したプレゼンテーション資料を基に、学年の状況に合わせて担任団がアレンジを加え、学生達が休暇期間も感染予防行動に留意できるよう意識づけを図った。

(2) 文書・掲示物(ポスター等)、緊急メールの活用

学生達への注意喚起の目的で、感染拡大防止のための行動や感染しやすい場や状況について、始業早々に学生向けの文書を作成し配布した。また、感染動向や厚労省・文科省からの通知内容、外出自粛要請などについて、隨時掲示板や教室内へ掲示を行い、学生への情報提供と注意喚起を促してきた。

緊急事態宣言時や感染者の増加に伴う注意喚起や休校決定時など、一斉に周知が必要な状況については、緊急メールを活用し、速やかに周知した。

(3) 保健委員会による環境整備マニュアルの作成

4月6日付委員会文書として、「新型コロナウイルス対策 手洗いマニュアル、環境整備マニュアル」を作成し、学内での手洗いや手指消毒のタイミング、学院内の清掃及び消毒方法について周知した。

昼食後や教室使用後の消毒と消毒物品の補充や準備について、学生達が必要な行動をとれるよう、保健委員会の活用、保健担当教員から各保健委員へ働きかけた。

3) 学生の健康管理

(1) 健康管理表の活用

疑わしき症状について、学生達が自分達で判断でき、また有症状者について早期に対応できるよう、体温・呼吸器症状などの感染を疑う症状の有無、外出状況について記載をさせ、毎朝登校時に提出し、担任が記載状況を確認した上で授業を受けるようにした。記入もれや体温測定を忘れた学生については、必ず検温や口頭で確認をし、異常がないことを確認したうえで授業への参加とした。臨地実習でも同様に健康管理表を用いて、健康チェックを行い、記録にはさめて提出させた。

(2) 有訴者の対応

学院対策マニュアルのもと、有訴者は登校せずにまずは学院に連絡を入れてもらうことで徹底し、学生の症状の程度や周囲の状況や行動暦を確認し、必要時受診を促すよう対応した。登校してからの有訴者については、速やかに場所を移動させ、教員が状況を確認後帰宅させるように対応した。

疑わしい症状がある学生に関しては出席停止とし、リモート講義での受講や課題の提示を行い、文科省からの通知のとおり、学修の機会を保障した。

5) 学院内の環境整備・清掃

学生だけでなく、委託業者である清掃業者への学内の消毒作業や清掃を依頼した。学生が使用した教室や共用スペース、学生がよく触れる場所の消毒作業を徹底し実施した。

4) 保護者への協力依頼

有症状や感染を疑う学生についての出席停止、外出自粛やアルバイトの禁止など、学生への周知事項に関して、保護者にも協力が得られるよう都度文書にて依頼を行った。

2. 教育活動について

1) 緊急事態宣言・緊急事態措置に伴う休校措置

国・北海道からの緊急事態宣言を受け、4月20日から5月7日まで休校措置をとった。更に、5月6日の緊急事態宣言の延長を受け、更なる感染蔓延防止のため、5月30日まで休校を延長した。

休校中の教育活動については、各講師への講義の調整と課題を依頼し、学修上必要な内容が修められるよう、課題学習としながら進めた。必要時分散登校とし、課題の提出や学生の学習状況を確認し、学生の課題学習への不安や負荷状況を確認しながら進めた。

2) リモート講義・分散講義の実施

休校明けからは、感染拡大状況を鑑みながら、分散登校やZoomを利用した分散教室での授業から開始した。感染拡大が落ち着いた6月22日から対面講義に戻しつつ、講義の内容によっては、大きな教室や分散教室などで対応した。また、同時にオンライン講義導入に向けてのインターネット環境や媒体調査に着手し、7月後半に全学年に対してZoomを用いたリモート講義のテスト導入を行い、いつでもオンライン授業導入が出来るような環境整備を行い、11月の感染再拡大の時期にはZoomによるリモート講義を開始した。その後も感染状況に合わせて、講師の協力を得ながら、必要時、対面・分散・リモートと授業形態を変更し、講義を進めてきたところである。

3. 臨地実習状況

コロナ禍において、実習期間の短縮や方法の変更、実習病院からの受け入れ中止に伴う学内代替実習への切り替えを行いながら、所定の課程を修了した。4月実習開始1週間で休校となり、1クール目の実習はその後学内で整理を行った。ケーススタディも計画を変更し、1クール目1週間の実践過程を振り返り休校中に論文として作成させた。休校明けからは各実習施設との調整のもと、専門分野別の実習が全て2週間の短縮実習と変更となった。

11月に再び十勝管内における感染者増加によって、実習受け入れ中止の要請を受け、2年次の老年看護学実習Ⅰ、3年次の統合実習、1年次の基礎看護学実習Ⅱの3実習を学内実習に切り替えて実施した。統合実習の学内実習への切り替えに伴い、今年度から、公立芽室病院での統合実習をスタートさせる予定で、「学院の概要と実習指導について」「学生の特徴と統合実習について」「臨地実習指導者の役割、」の計3回の講義を行い、実習環境を整え準備していたが、実習導入は見送ることとなった。また、各学年の実習開始時には、帯広厚生病院の感染管理認定看護師からの感染防護に対するテクニカルチェックと指導を受け、各実習施設の実習受入れに伴う感染対策については、それぞれ確認しながら実習に臨んだ。

実習指導教員については、当初一般病棟3名、母性実習指導教員2名、在宅実習1名、統合実習(池田・芽室)1名との計5名で計画したが、実習中止に伴い一部変更している。

一般病棟の実習指導教員は、短縮実習となり、更に行動調整や患者理解が困難な学生への行動をサポートし、一緒に情報収集をしながら患者理解の支援や技術経験のサポートを行っている。母性看護実習では、2名実習指導教員が交代で勤務し、実習指導教員が常にいる状況を整えた。短縮実習で短いスパンで配置が変化しても、行動調整や援助の見学実施が安全に行えていた状況であった。在宅実習でも、実習期間の短縮に至る調整や短い期間でも学びが広がるようカンファレンスに実習指導教員が参加し、学びの統合に繋がった。統合実習は学内となったため、実習指導教員は、一般病棟対応の教員に学内実習でのサポートを依頼し実施した。臨地実習教員がいたことで、特に、実習上での学生の体調不良者の早期把握と対応につながった。また、学内実習では、患者役や看護師役を担い、学生達が臨地に近い状況を体験することができ、学内であっても効果的な実習となった。

1)専門分野別実習評価

(1)1年次は、休校や分散授業となり、学内演習の数を減らし、技術試験も行なわず技術ゼミナールとして実施に留めたため、技術経験や他者とのコミュニケーションを取る機会が圧倒的に少ない状況での実習となった。実習オリエンテーションでは、例年の看護学生としての構え作り、場の理解、看護者として求められる行動に加え、感染予防行動についてオリエンテーションを強化した。基礎看護学実習Ⅱは、学内実習となり、シミュレーション実習とした。臨床看護演習の事例患者と連動させ、行動計画立案、看護師との行動調整、全身状態の観察、援助の実施、報告、記録の一連の看護活動の体験、患者のニーズの理解や看護の理解につながるよう計画実施した。実習グループでお互いの意見を共有しながら、患者の状態や言動の意味、疾病や治療の経過が患者に与える影響、患者の目標に応じた観察や援助の実施について考え、学生達の満足度も高い実習となった。しかし、実際の患者を受持ち関わったのは、基礎看護学実習Ⅰの6日間のみと例年の半分の状況であり、次年度へ向けては、患者とのコミュニケーションや援助の実施という点において、学生の準備性を整えながら進めていく必要がある。

(2)2年次は、基礎看護学実習Ⅲ、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱが実習期間短縮となり、老年看護学実習Ⅰが学内実習と切り替えとなった。初めて看護過程を開拓する成人看護学演習がリモート講義や個人ワークとなり、学びの共有や意見交換をしながら刺激を受けることが少ない状況であった。

基礎看護学実習Ⅲでは、病棟実習期間が5日間と短縮となり、看護過程の整理は学内で行った。病棟実習では、受持ち患者の入院目的や治療目的から看護を考え、日々の援助の目的を考え、援助計画を立案・実施しながら進めた。実習終了後の学生の反応から、看護過程展開について、学生の不安が大きい状況にあり、夏期休暇後の成人看護学実習Ⅰ前に、教務担当主任による看護過程と看護活動についての補講講義の実施をした。更に、夏期休暇中の紙面事例課題の提示とその後の解説講義、同事例を用いて行動計画の立案と行動調整と報告場面を体験させ、成人看護学実習Ⅰに向えるようにした。

小児看護学実習Ⅰは、帯広市保育所8か所、私立保育所6か所で実施できた。地域で暮らす健康な子どもの理解、子どもの発達段階に応じた関わりや安全を守るために環境づくりや関わりについて学べている。

成人看護学実習Ⅰ・Ⅱは、病棟実習期間10日間、学内2日間で看護過程の整理・考察とし、評価表を一部変更し実施した。成人実習Ⅰでは、基礎Ⅲの状況から、まずは基礎情報の整理から、患者の入院目的・疾患の経過の理解、患者の看護の目標がおさえられ、目標にむかつた看護が考えられるように重点においた。日々援助計画を立て実施はしていたが、タイムリーなアセスメントと看護援助の実施の経験が少

ない状況となった。成人実習Ⅱでは、基礎情報の整理から、優先度の高いものからアセスメント・介入計画の立案・実施としたが、成人Ⅰ同様、日々の援助と介入計画がつながらないことが多い状況となった。

老年看護学実習Ⅰは、学内実習となり、事例設定を行いシミュレーション実習とした。アセスメントからプランの立案、援助場面の実施を組み入れ、行動計画の立案と看護師への行動調整、援助の実施と評価、までを行った。全員が同じ事例で実習G毎に話し合いながら進め、患者理解や行動目標・行動計画については他者の意見を聞くことで視野が広がり、学内で緊張せずにじっくりと場面を振り返れたことで、患者への看護の意味づけができる、学内であっても目標達成することができた。

看護過程と看護活動についての理解は、学内実習の中で工夫しながら進めることができたが、臨地実習の期間短縮や学内実習に伴い、患者と関わる機会の減少や、看護師との行動調整やタイムリーな援助の実施という点では経験が少なく、次年度3年次の実習に際しては、支援が必要な状況と言える。

(3) 3年次では、前述のとおり休校後から2週間の短縮実習となった。

成人・老年看護学実習では、実習病院と実習内容の打ち合わせのもと、2週間の短縮実習の中でも、援助の実施や技術の経験ができるよう、看護師のシャドウイングや、受持ち患者に限らず援助に入れるような実習方法へと変更し、指導者の協力を得ながら援助の実施や見学に入っていた。年々、急性期病院において患者の治療経過を捉えるのに苦慮していた状況があったが、短縮実習となったことで、更に経過の理解や意図的なコミュニケーションをとる機会が減り、患者理解が難しい状況となった。実習指導教員や臨地の指導者との連携を図りながら、患者理解や患者の目標に向けた看護活動の展開ができるよう支援した。

小児看護学実習Ⅱでは、コロナの影響によって入院患児に伴い受持ちを持てない状況もあった。看護師のシャドウイングを行い、看護師の関わりや、他学生の受持ち患児への関わりを共有するなど、実習目標の到達ができるよう工夫し進めた。次年度、小児実習では実習期間も短いため、看護過程の展開をなくし、行動記録で整理させる予定である。

精神看護学実習は、2週間の実習中、病棟1週目4日間、2週目に多機能型福祉サービス事業所2施設、包括型地域生活支援プログラム(あうとりーち十勝)での実習を各々1日ずつ3日間実習し、残り2日を学内でのまとめとした。病院実習では、更に受け持ち期間が短くなったことで、患者の治療と生活を捉え全体像の把握が難しくなり、指導者や教員からの助言や指導を受けながら、症状が患者の生活に与える影響や、症状がありながらもその人らしく生活できるための看護について理解できるよう支援にあたった。

あうとりーち十勝については、学生の訪問による患者への影響はなくスムーズに実習が終了した。

母性看護学実習では、2週間の短縮実習中、助産外来1日、病棟4日間(新生児2日、産褥2日)残りを学内での実習とした。前述したように、実習指導教員が毎日常駐していたため、短い実習期間での行動調整や援助の見学等に入ることが出来ていた。新生児の生理的経過や産後の母の身体的変化や心理的変化の理解など、日々変化する対象の経過に予測をもった関わりは、支援を受けながら理解できている状況である。また、母子ペアで受け持つ場合の学生間の情報共有など刺激をしながら、今後も週数に応じた看護の視点や情報整理について支援が必要である。

在宅看護論実習では、2週間の短縮実習を、訪問看護ステーション4日、介護保険施設2日、包括支援センター2日として実施した。従来介護保険施設と包括支援センターでは1週間5日の実習であったものが、半分以下の実習となった。また、この2施設の実習については、休校明けすぐの開始とはならず、6月12日まで、各地域の状況や施設の目的などを学習するなど学内実習となった。実習は短期間であったが、訪問看護ステーションでは、その人の望む生活を整えるための看護の理解には、支援が必要な状況であるが、住み慣れた地域で望む生活を送るために思いを共有し関わることの必要性を学んでいる。介護保険施設では、生きがいをもってその人らしく暮らす利用者の姿から、何を整えることで利用者の望む暮らしに整うのか、病棟で見ている患者が本来戻るべき姿のイメージ化につながっていた。包括支援センターでは、地域住民の暮らしをまもるため、包括支援センターがどのような役割を担っているのかを理解し、自助・互助や多職種連携について学べている。

統合実習は、学内実習に切り替え実施した。学内実習となつても、多重課題の体験の中で優先順位を考えていくことができるよう、事例患者の設定を行いシミュレーション実習とした。1週目1人目、2週目に2人目と複数患者の看護過程の展開を行い、事例患者の1日の行動計画の立案、看護師との行動調整、報告場面を体験させ、患者に必要な観察・援助の実施、報告、記録の一連の過程を実施した。また、複数患

者に対する行動計画の立案や援助場面での割り込み状況を設定し、優先順位の判断や対応について体験した。援助の実施の際には、実習指導教員が模擬患者や看護師役となり、その場の患者の状況に応じた援助の実施を体験できた。また、臨地の指導者 6 名にお越し頂き、「受け持ち看護師の行動として期待すること」「多重課題への対応の実際と看護師の責任について」講義・演習を行った。多重課題への対応場面では、同室 4 人の患者のそれぞれの訴えにどう対応するか、臨場感を持って体験することができた。学内実習であったが、患者の看護過程に責任を持ち、患者・家族のニーズに基づいた援助の実施など、受持ち看護師として責任ある行動について学ぶことができていた。次年度は、帯広厚生病院、十勝いけだ医療センター、公立芽室病院、帯広第一病院の 4 施設での統合実習の予定である。それぞれの病院の機能に応じて、早期に患者の生活に合わせた援助が実施できるよう、行動計画の立案と具体的な行動調整が図れるよう支援を継続していく。

2)基礎看護技術の修得について

今年度も、「看護技術修得ガイドライン」と専門別・病棟別看護技術経験表を活用し、基礎看護技術の経験と到達目標の達成に向けて、臨地と連携しながら支援してきたが、コロナによる実習短縮と学内実習への切り替えから、1・2 年次は例年よりも臨地での体験が減少した状況にある。3 年次は、臨地の指導者の協力のもと、受持ち患者に限らず援助場面への参加したことやシャドウイングによる援助の見学から経験率の大きな低下はなかった。実習病院の特徴から、臨地で経験できる看護技術にも変化があるため、その状況をふまえつつ、学生が経験・見学した技術について、知識をもとに振り返り、患者にとっての意味を考えられるよう刺激していく。基本的ニーズの充足に関わる技術に関しては、各年次において引き続き経験できるよう支援していく。

次年度も、看護技術の経験機会の保障と学生の学習力や対人関係力、倫理観を看護技術の経験を通して培い、基礎的な看護技術が修得できるよう、指導体制を整え支援していきたい。患者にとっての援助の必要性を考え、具体的な行動計画、行動調整につなげられるよう支援をしていく。

3)インシデント・アクシデントについて

発生総件数は 15 件。うちアクシデントは 1 件であった。実習経験の減少に伴い、発生件数も減少した。総件数のうち、「療養上の世話」が 7 件、「診療の補助」3 件、「感染・その他」5 件と療養上の世話に関するものが多く、その内、「熱傷・皮膚損傷」に関することが 3 件で、全て 3 年次生である。全体でも 3 年次のインシデントは 8 件と半数以上、殆どが実習 1 週目に発生した。受持ち間もなく、患者の病態や看護に対する知識の不足から「大丈夫だ」と思い、予測しないことが原因である。患者のリスクについて病態・治療などから考え、その予防について考えていくよう指導が必要である。「診療の補助」では、2 件が「チューブ管理」、1 件が「医療機器の使用」である。患者への影響の知識不足により「大丈夫だ」と思い、「行動調整をしない」まま単独実施となっている。自分が行うことの影響を考え、行動調整が確実にできるよう指導していく。「感染・その他」では「報告のおくれ」が 3 件全て 2 年次で発生した。病態や経過の知識不足により、観察したことを「大丈夫だと思った」ことが要因である。初学者であり、一つの事に集中して報告すべき事を「忘れる」こともみられ、自己の責任を自覚し、速やかに報告できるよう指導を強化する。その日何を観察し、どのように援助するのか具体的に行動計画を考え、その日の患者の状態に応じた行動調整の必要性について指導を強化していく。更に、病態や治療に関する学習の支援を行い、「るべき事が何か」を認識し、倫理に基づいた行動ができるよう指導を継続する。

II. 各年次の指導状況

年次別年間学習計画に基づき、複数担任制でクラス指導や行事、特別教育活動の指導を行った。今年度は、コロナ禍にあり、看護者として他者への影響を考え、自律した基本的生活習慣や感染対策行動が行えるよう指導にあたった。各年次の主要経過【資料 1】、と指導状況について抜粋して以下に説明する。

1. 基本的生活習慣について

1年次は、入学時オリエンテーションで、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間や感染経路などの知識を改めて伝え、入学2日目に正しい手洗いについてレクチャーし、実践状況を確認した。休校中には、感染拡大予防行動についての過ごし方、健康管理表の運用、他学年への影響や患者への影響などを説明し、外出自粛の意味や目的が理解できるよう指導している。長期休暇前には、看護学生としての感染予防行動をとることの責任を繰り返し説明し、外出やアルバイト自粛が行動化できていた。健康管理表の提出や、欠席・欠課の報告・連絡・相談も速やかに確実に行えていた。また、全員に感染対策ポスターの作成を依頼し、学院内に掲示した。ポスター作製と掲示をとおし、感染対策に対する意識がより向上したと考える。

2年次は、長期休暇前や感染状況に合わせ、クラスの会を利用しながら、コロナウイルスと感染予防行動についての説明を都度行ってきた。感染対策の必要性や外出自粛の意味が理解できるよう工夫して繰り返し伝えている。当初、健康管理表の提出の遅れや、時間ギリギリに提出する学生が多く見られたが、都度指導することで、行動変容に繋がった。繰り返しの説明にも関わらずアルバイトをしている学生があり、再度目的を説明し理解が得られるよう関わっている。また、学生の飲酒運転による事故から、人命に関わる看護師として必要な行動について、クラス内で確認し意識づけを図っている。

3年次は、専門職業人としての構えを作る最終学年である。コロナ禍の実習展開となるため、実習担当主任のオリエンテーションで、実習に出るための健康管理や感染予防行動について説明を受け、それぞれが実習先への影響を考えた行動をとれるよう刺激した。当初、健康管理表の提出や有症状時の報告・連絡行動について、自己判断で異常なしと記載していたり、症状があつても登校している状況があつたが、繰り返し意味や説明を受け、後半は行動変容に繋がっていた。

今年度、残念ながら数名の学生が、飲酒運転による懲戒処分を受けることとなった。人命に係る職業としての自覚と責任をもつた行動がとれるよう、学生への指導を強化していく。

2. 学習支援と国家試験対策について

1年次は、変化する学習環境への適応が求められる。この学年は入学早々からの休校によって、学習環境の変化を感じる間もなく1ヶ月以上自宅学習となった。5月末の休校期間中に「単位を修得するために」の動画を作成し配信し、単位制である看護学校の学習の理解と動機づけを図った。休校による課題学習や休校後の分散授業によって、学習方法への不安を感じて相談行動を起こしてきた学生が複数いたため、7月の夏期休暇前のクラスの会を行い、担任団が「授業の受け方」として、ノートの作り方や学習方法について説明した。その後の授業では、メモを取る学生の姿も増え、講義を集中して聞くという態度は身についたと考える。集中試験前の6月に模試を行い、基礎学力の確認し、低学力の学生には、担任が学習状況の確認と個別支援を行った。集中試験での成績下位の学生に対しても、同様に個別学習指導を行い、学習に取り組めるよう支援している。年度末には、低学年模試の実施と、テキストに戻り確実に知識をおさえた学習方法の理解のために、第110回の国家試験チャレンジ・解きなおしをグループで行い、発表と解説講義を実施した。学科成績や模試成績が下位の学生に関しては、自己学習が困難であることが予測されるため、春期休暇中10名を集めて学習方法の支援を実施した。

2年次では、年度当初のオリエンテーション時から、国家試験の概要の説明や模試のスケジュールや目的について説明した。休校による課題学習や、リモート授業が増えた状況で、国家試験の問題集を実際に活用しながらの支援は出来なかつたが、必要時説明を行い学習の動機づけを図り、夏期・冬期休暇後には低学年模試を実施し、学習意欲に繋げた。夏期休暇後には、専門実習を控えている学年でもあるため、夏期休暇後に模試の出題範囲を伝え、学習に取り組ませることは、実習の事前学習と合わせて、学習の動機づけになつたと考える。学年末の3月には、第110回の国家試験チャレンジのグループ学習を実施。コロナの感染状況が再拡大傾向であったため、解説はリモートを行つた。グループ学習を通して、記憶に残りやすく知識の定着としては効果的であった。春期休暇中に1・2年次の学科成績下位20%、模試成績全国偏差値45以下の条件のうち、3~4項目該当する学生7名を要学習支援者とし、学習支援を実施した。また、春期休暇中外部業者に依頼し、人体・疾病の重要なポイントの整理と説き直し講座を依頼し、希望者30名以上が参加した。2年次のうちから、どのようにして国家試験の学習を進めていくか、実習の事前学習や

日々の学習と連動させ、要支援者を早期に特定し、計画的に進めていく必要がある。

3 年次の国家試験対策については、実習スケジュールに合わせて国家試験の学習を行っていくよう学習計画の立案を指導したが、コロナによる感染対策行動や休校に伴う実習スケジュールの変更などに主眼を置いたため、個々の学習計画の確認や国家試験に関する様々な情報の周知が遅れがちとなった。模擬試験についても、感染対策から、分散登校など登校日の制限が生じたため、自宅受験となったり、各種講座がオンライン受講となったりと、模試結果のフィードバックも遅れた状況がある。国家試験対策講座がオンラインとなったことで、通信環境の不安定さから、参加した学生の満足度が低く、不安も大きかったため、学内教員で例年より早い8月から対面での補講を開始し補った。

また、学生の希望をふまえた苦手分野についての補講も、コロナ禍で対面が不可となったり、キャンセルとしたため、その都度の感染状況に応じオンラインや対面を選択しながら進めた。学習支援としては、例年同様に第1回の模試の結果でDランク、下位一桁代、必修正答率80%以下の学生には学習支援を開始した。一人で自宅学習を進めることに慣れた学生からは、要支援でグループ学習となつても、逆にストレスがかかる状況であり、効果的な学習にならない学生もあり、要支援の学生の状況に合わせ、個別支援と小グループでの学習支援をしながら進めた。2月に入ってからは、東京アカデミーの直前答練の問題を中心に解きなおしを行い、教員が各学習グループを回りながら、設問を正しく読むこと、キーワードを意識し関連知識の学習を支援した。次年度は、年間当初の学習計画の段階から、目的とスケジュールの説明を行い、学生達が主体的に取り組めるよう関わっていく。また、早期に要支援者を特定し、外部業者の模試や講座を効果的に活用しながら、学生の状況に合わせた支援を継続する。

3. 医療安全教育プログラムについて【資料2】

1年次は初めての臨地実習に向けてオリエンテーションを行い、実習における学生の責任について理解できるよう指導を行った。2年次では成人看護実習後に医療安全グループワークを行ったが、コロナの感染再拡大中であり、時間を短縮して実施した。昨年度使用した、学生が遭遇しやすい「転倒転落」「報告の遅れ」「患者への単独での説明」の事例を活用し、患者に何が起きたのか、何が危険で何が問題なのか、それが何故起きたのかを検討し、再発予防策を考えた。患者の病態や治療に対する知識が少なく、患者理解が深まらず、患者要因について考えることが困難であるため、次年度は、ワークシートを一部変更し、患者の状態をアセスメントさせてから、患者への影響を考えるように支援する。次年度も、患者にとって「してはならないこと」と「するべきこと」を意識でき、看護倫理に基づいて考えられるよう支援していく。3年次では実習病院の医療安全管理専従の看護科長に医療安全の講義を担ってもらい、事例を使って事故分析と再発予防について検討し、実習の中でいかにして患者の安全を守るための報告をするかを伝えてもらっている。学生たちが自分たちのとるべき行動について考えていくよう、継続していく必要がある。

4. 看護倫理教育プログラムについて【資料3】

1年次は、入学時より看護学生として大切な接遇や、社会人として必要な約束事を守ること、今年度は、他者への影響を考えた感染対策についてオリエンテーションを実施した。また、看護師としての守秘義務と情報管理について6月にSNS利用のマナーについて動画を作成し配信した。また、看護倫理プログラムに沿って2回のグループワークを行った。実習前にはナイチンゲール誓詞の意味、実習協力の同意書の意味について、3月には、「看護倫理について」とし、身体拘束をされている高齢者の事例を用いた。自分達の目指す職業が倫理感に基づいていること、患者の入院目的から望ましい姿を考え、患者にとって善いことを行なうことが看護であると学んでいる。

2年次では12月にDVDと老年実習Iの学内事例を活用し、患者の排泄場面について、個人でのアセスメント、グループワークとした。コロナ対策でリモートとしたが、グループワークではzoomの機能を活用し、ラウンドロビン形式で、アセスメントをもとに倫理的ジレンマについて話し合うことができていた。同じ事例を使用したことでの、患者理解が進んでおり、患者に関心を寄せ、看護倫理について話し合うことが出来た。

3年次では卒業前に、嚥下障害のある患者の食べることについての紙上患者の事例を活用した。昨年度の評価から、情報を追加し、患者や家族の思いを考えやすくなつた。患者の病態、治療や患者と妻の想いを理解することで、倫理的ジレンマについて気づき、患者家族の望む生活が何かを考えることで、患者

にとての善い事が何かを考えることにつながった。

日常生活援助の中で遭遇する倫理的ジレンマを感じる場面を通し、患者にとっての善い事を考えることで倫理的感受性が育まれていると考える。年次に合わせた患者理解の支援と患者の目標に寄り添えるよう刺激をしていくことを大切にしていく。

5. 進路選択と看護観の育成

1 年次では、講義中の講師の話から、進路について興味関心を広げた学生が多くいた。実習体験は減ったが、援助者として臨地の場に立つ構えを作り、援助場面をとおして患者の理解を深め看護について考える機会となっている。また、基礎Ⅰ後に「人間理解」の特別講義を聴くことで患者を理解することの大切さを学んでいる。

2 年次は、4月には進路に関する興味のある分野を個人ワークで取り組み、働く場や役割などについての調べ学習を行い、自分が働く場についての考え方を広げることが出来た。3クールの実習体験を終えた12月に進路ガイダンスを行い、進路の手引きを用いて就職活動の年間スケジュールの確認、自己分析シートを活用し自分の進路について考えるよう指導している。数名は進路選択に迷っているが、多くの学生が冬期休暇明けの面談の際には実習で出会った看護師像をイメージしながら進路を考えられている。

3 年次は、休校やコロナ禍によって、管内就職説明会が遅くなり、病院の就職説明会の時期や方法が変更となった。その都度、情報収集をしていく必要に迫られたが、殆どの学生が、6月には進路を決定し進めていた。学生の中には、すでに病院を決定しているにも関わらず、興味で他病院の見学にてた学生もあり、病院見学の目的や相手に与える影響を考え決定できるよう指導が必要であった。更に必要書類の準備や面接の練習など、準備がギリギリであった学生もあり、スケジュールを考え、主体的に報告・連絡・相談を行なながら責任を持って手続きが行えるよう指導が必要である。

また、実習開始前に「私の看護観」の特別講義を受け、看護とは何かを考える機会となり、多くの学生が刺激を受けて実習に臨む事が出来ている。実習を終え、卒業前の2月の卒業シンポジウムでは、「新人看護師に期待すること」として、新人教育に携わる科長から具体的な話を聞き、新人看護師として責任をもつた行動についてイメージ化が図れた。2年目の卒業生からは自分育ての体験を聞き、相談行動をとり責任をもって仕事をしていくという自覚を持ち、その人らしい生活を支えられる看護師になりたいと改めて看護観を考える機会となった。また、今年度は、ケーススタディ発表会がコロナの影響で時期がずれ国家試験後となつたため、発表や意見交換、教員からの感想を通して改めて看護を考える機会ともなった。

III. 進路状況

1. 就職 29名 (87.9%)

十勝管内 28名

2. 進学 3名 (9.1%)

3. その他 1名

IV. 看護師国家試験について

受験者は49期生33名(48期2名含む)。本学院は32名の合格(合格率96.9%)であった。全国の合格率は90.4%(新卒者合格率95.4%)で合格基準は必修問題40点以上/50点、一般・状況設定問題は159点以上/250点であった。今年度必修問題は基礎的な問題であった。プール問題からの出題も多くみられ、今後もより確実に得点に結びつけるためには、手堅く確実な知識を身につけることが必要であり、早い時期から取り組めるよう学習支援が必要である。また問題を読み解く力も求められているため、実習を通して判断する力、学習の積み上げができるよう支援していきたい。

今後にむけて

看護教育カリキュラムにおける第4回改正に基づく当学院の新教育課程の実施については、全学年実施の9年目を終え、十勝管内の関係機関の協力のもと教育運営を実施している。次年度は、令和4年度運用のカリキュラムの全体概要を作成し、学則変更など申請の準備を整えていく。

対象者の訴えの意味を丁寧に考え、指導者に相談しながら必要な看護を見出すまでに支援を要する学生の増加に伴い、教育内容を見直し、実習目標・内容と指導方法を中心に継続的に取り組んでいく。今年度のように、新型コロナウィルス感染症など変化する世情を踏まえながら、学生への効果的な教育活動が保障できるよう、臨機応変に対応し、関係機関との連携を密にし、教育の質を落とさない様取り組んでいきたい。次年度、更に実習施設も増えるため、実習環境調整に取り組み、今後も、地域において信頼される看護実践者の教育に責任をもち、教育活動の評価を行い、教育の質を高められるよう一層の努力を重ねて行きたい。